



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *43 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1
- *44 和歌山県肥料依頼検査規則を廃止する規則 (果樹園芸課) 2
- *45 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (教育委員会) 2

規 則

和歌山県規則第43号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則 (昭和63年和歌山県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(29) 略 (30) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) に関する次のこと。 ア 第12条第1項 (同条第8項において準用する場合を含む。) の規定による医師からの届出の受理 イ 第13条第1項 (同条第7項において準用する場合を含む。) の規定による獣医師からの届出の受理 ウ～カ 略 キ 第15条第8項の規定による命令 ク 第15条第10項及び第11項の規定による書面による通知又は書面の交付 ケ～ム 略 ネ 第44条の3第1項及び第2項の規定による報告の徴収又は協力の依頼 モ～ロ 略 リ 第50条の2第1項及び第2項の規定による報告の徴収又は協力の依頼 ヲ 略 (31)～(53) 略	(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(29) 略 (30) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) に関する次のこと。 ア 第12条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定による医師からの届出の受理 イ 第13条第1項 (同条第5項において準用する場合を含む。) の規定による獣医師からの届出の受理 ウ～カ 略 キ～マ 略 ミ 第44条の3第1項の規定による報告の徴収 ム 第44条の3第2項の規定による協力の依頼 メ～レ 略 ロ 第50条の2第1項の規定による報告の徴収 リ 第50条の2第2項の規定による協力の依頼 ヲ 略 (31)～(53) 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第44号

和歌山県肥料依頼検査規則を廃止する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県肥料依頼検査規則を廃止する規則

和歌山県肥料依頼検査規則（昭和33年和歌山県規則第36号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第45号

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年和歌山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。

別記第2号様式中「学校長氏名」を「学校長氏名」に改める。

別記第3号様式中「給与支払者」を「給与支払者」に改める。

別記第6号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

別記第9号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

別記第10号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。

別記第12号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

別記第13号様式中「氏名」に、「第10条第1項」を「第14条第1項」に改める。

別記第14号様式中

氏 名		印		氏 名		印		を
-----	--	---	--	-----	--	---	--	---

」

氏 名		氏 名	
-----	--	-----	--

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。